

- 合でも、手数料は、返還しない。
- 6 合格発表
- (1) 合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成16年3月23日以降に書面で通知する。
- (2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成16年3月23日に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等  
技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については、厚生労働大臣、2級及び3級については、熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。
- 7 その他  
技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第 633 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成15年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字野々島字芝原 5344 番 5  
331.02 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県久留米市国分町 730 番地  
山部 雅之  
福岡県久留米市国分町 730 番地  
山部 洋子

**熊本県公告第 634 号**

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成15年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 施行者の名称 熊本県
- 都市計画事業の種類及び名称 平成15年九州地方整備局告示第107号本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 事務所の所在地 熊本県本渡市今釜新町 3530
- 事業施行期間 平成15年8月5日から平成20年3月31日まで
- 事業地 収用の部分 熊本県本渡市船之尾町、城下町、浜崎町及び大字本戸馬場字馬場地内  
使用の部分 無し

**熊本県公告第 635 号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成15年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第3回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。  
平成15年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川 地域森林計画 区	菊池川水源かん養保安林	797.79
	菊池川土砂流出防備保安林	93.73
	菊池川保健保安林	1.06
	阿蘇地区水源かん養保安林	653.05
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	32.84
	阿蘇地区保健保安林	1.76
	小国地区水源かん養保安林	89.78
	小国地区土砂流出防備保安林	15.22